

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令</p> <p>（建築物の建築に関する確認の特例）</p> <p>第十三条の二 法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項の政令で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。</p> <p>一 法第六条の三第一項第一号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第百三十六条の二の九第一号に掲げるものであるもの 同号に掲げる規定</p> <p>二 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第百三十六条の二の九第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものであるもの。同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分が、当該認定型式</p>	<p>建築基準法施行令</p> <p>（建築物の建築に関する確認の特例）</p> <p>第十三条の二 法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項の政令で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。</p> <p>一 法第六条の三第一項第一号に掲げる住宅のうち一戸建ての住宅 次のイから八までに定める規定</p> <p>イ 法第二十條から法第二十三條まで、法第二十四條の二から法第二十九條まで、法第三十一條第一項、法第三十二條、法第三十三條、法第三十五條から法第三十五條の三まで及び法第三十七條の規定</p> <p>ロ 第二章（第三十二條を除く。）、第三章（第八十條の二にあつては、建設大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章から第五章の三まで、第五章の四（第二節を除く。）及び第百四十四條の三の規定</p> <p>ハ 法第三十九條から法第四十一條までの規定に基づく条例の規定のうち特定行政庁が法第六条の三第一項の規定の趣旨により規則で定める規定</p> <p>二 法第六条の三第一項第二号に掲げる住宅のうち長屋又は共同住宅 次のイから八までに定める規定</p> <p>イ 法第二十條第一項、法第二十一條第二項及び第三項、法第二十八條第一項及び第二項、法第二十九條、法第三十條、法第三十一條第一項、法</p>

に適合する建築物の部分に適用される場合に限る。)

三 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の二分の一以上であるもの又は五十平方メートルを超えるものを除く。） 次に定める規定

イ 略

ロ 第二章（第三十二条を除く。）、第三章（第八節を除き、第八十条の二にあつては建設大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章から第五章の二まで、第五章の四（第二節を除く。）及び第百四十四条の三の規定

ハ 略

四 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次に定める規定

イ 略

ロ 第二章（第二十條の三及び第三十二条を除く。）、第三章（第八節を除き、第八十条の二にあつては建設大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第百十九條、第五章の四（第百二十九條の二の五第一項第六号及び第七号並びに第二節を除

第三十二条、法第三十三条並びに法第三十七条の規定

ロ 第二章（第二十條の四及び第三十二条を除く。）、第三章（第八十一条及び第九十三条を除き、第八十条の二にあつては建設大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第百十九條、第五章の四（第百二十九條の二の二第一項第六号及び第七号並びに第二節を除く。）及び第百四十四条の三の規定

ハ 法第三十九条から法第四十一条までの規定に基づく条例の規定のうち特定行政庁が法第六条の三第二項の規定の趣旨により規則で定める規定

三 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の二分の一以上であるもの又は五十平方メートルを超えるものを除く。） 次のイからハまでに定める規定

イ 略

ロ 第二章（第三十二条を除く。）、第三章（第八十条の二にあつては、建設大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章から第五章の二まで、第五章の四（第二節を除く。）及び第百四十四条の三の規定

ハ 略

四 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次のイからハまでに定める規定

イ 略

ロ 第二章（第二十條の四及び第三十二条を除く。）、第三章（第八十条の二にあつては、建設大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第百十九條、第五章の四（第百二十九條の二の二第一項第六号及び第七号並びに第二節を除く。）及び第

く)及び第百四十四条の三の規定

ハ 略

第七章の五 型式適合認定等

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第百三十六条の二の九 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に掲げる規定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽及び屎尿浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの 次に掲げる規定

イ 法第二十条第二号、法第二十一条から法第二十七条まで、法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十九条、法第三十条、法第三十一条第一項、法第三十三条、法第三十四条、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第一項中門及び塀に係る部分並びに法第六十六条を除く。）及び法第八十四条の二の規定

ロ 第二章（第十九条、第二十条及び第三十一条から第三十四条までを除く。）、第三章（第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条及び第七十六条を除き、第八十条の二にあつては建設大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章、第五章（第六節を除く。）、第五章の二から第五章の三まで、第五章の四（第二百二十九条の二の五第三項第

百四十四条の三の規定

ハ 略

三号を除き、第二百二十九条の二の四第一項及び第二百二十九条の二の五第一項第六号にあつては建設大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）、第七章の二及び第七章の九の規定

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分に限る。）

	建築物の部分	一連の規定
ハ	防火設備	イ 法第二条第九号の二ロ、法第三十七条及び法第六十四条の規定 ロ 第九十九条第一項、第九十九条の二、第一百十二条第一項、第十四項及び第十六項、第一百四十四条第五項並びに第一百三十六条の二の三の規定
ロ	屎尿浄化槽	イ 法第三十一条第二項及び法第三十七条の規定 ロ 第三十二条及び第二百二十九条の二の四第一項（建設大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定
ハ	非常用の照明装置	イ 法第三十五条及び法第三十七条の規定 ロ 第一百二十六条の五の規定
四	給水タンク又は貯水タンク	イ 法第三十七条の規定 ロ 第二百二十九条の二の四第一項（建設

イ	エレベーター	冷却塔設備	
ロ	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの		
イ	イ 法第三十七条の規定 ロ 第二百二十九条の三、第二百二十九条の四（第三項第五号を除く。）、第二百二十九条の五、第二百二十九条の六、第二百二十九条の八、第二百二十九条の十、第二百二十九条の十一並びに第二百二十九条の十三の三第六項から第十一項まで及び第十二項（建設大臣が定める構造方法のうちのその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定	イ 法第三十七条の規定 ロ 第二百二十九条の二の四第一項（建設大臣が定めた構造方法のうちのその指定する構造方法に係る部分に限る。）及び第二百二十九条の二の七（第二号を除く。）の規定	大臣が定めた構造方法のうちのその指定する構造方法に係る部分に限る。）並びに第二百二十九条の二の五第一項第四号及び第五号並びに第二項第二号、第三号、第五号及び第六号（建設大臣が定めた構造方法のうちのその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

㊦	避雷設備	イ 法第三十七條の規定
		ロ 第二百二十九條の十五の規定
		ロ 第二百二十九條の三及び第二百二十九條の十二（第一項第一号を除く。）の規定

(工作物に関する確認の特例)

第二百三十八條の二 法第八十八條第一項において準用する法第六條の三第一項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項の政令で定める規定は、
 第四百四十四條の二の表の工作物の部分の欄の各項に掲げる工作物の部分の区分に応じ、それぞれ同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中工作物の部分の構造に係る部分が、法第八十八條第一項において準用する法第六十八條の十第一項の認定を受けた工作物の部分に適用される場合に限る。）とする。

(煙突及び煙突の支線)

第二百三十九條 前條第一項第一号に掲げる煙突については、第三十六條の二から第三十九條まで、第五十一條第一項、第五十二條、第三章第五節（第七十條を除く。）、第六節（第七十六條から第七十八條の二までを除く。）、第六節の二（第七十九條の四の規定中第七十六條から第七十八條の二までの準用に関する部分を除く。）及び第七節（第五十一條第一項、第七十一條、第七十二條、第七十四條及び第七十五條の準用に関する部分に限る。）、第八十條の二、第一百五十五條第一項第六号及び第七号、第五章の四第三節並びに第七章の八の規定を準用するほか、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

(煙突及び煙突の支線)

第二百三十九條 前條第一項第一号に掲げる煙突については、第三十六條から第三十九條の二まで、第五十一條第一項、第五十二條、第五十三條、第三章第五節（第七十條を除く。）、第六節（第七十六條から第七十八條の二までを除く。）、第六節の二（第七十九條の四の規定中第七十六條から第七十八條の二までの準用に関する部分を除く。）及び第七節（第五十一條第一項、第五十三條、第七十一條、第七十二條、第七十四條及び第七十五條の準用に関する部分に限る。）、第一百五十五條第一項第七号及び第八号、第五章の四第三節並びに第七章の七の規定を準用するほか、その構造に応じて、それぞれ次に定めるところによらなければならない。

1 煙突の構造に応じて、それぞれ次に定めることによること。

イ 陶管、コンクリート管その他これらに類する管で造られた煙突は、管と管とをセメントモルタルで接合し、かつ、煙突を支えることができる支柱又は支柱と支線を設けて、これに緊結すること。ただし、高さが十メートルを超えるものにあつては、その支柱を鋼製とし、支線を要しない構造とすること。

ロ 組積造又は無筋コンクリート造の煙突は、崩落を防ぐことができる鋼材の支柱を設けること。

ハ 鉄筋コンクリート造の煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを五センチメートル以上とすること。

ニ 高さが十六メートルを超える煙突は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鋼造とし、支線を要しない構造とすること。

1 煙突の構造が、その崩落及び倒壊を防止することができるものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

2 煙突の支線の端部は、鉄筋コンクリート造のくいその他腐るおそれのない建築物若しくは工作物又は有効なさび止め若しくは防腐の措置を講じたぐいに緊結しなければならない。

3 第一項に掲げるものは、建設大臣が定める基準に従つた構造計算によつて自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものとしなければならない。

(鉄筋コンクリート造の柱等)

第四百十条 第三百三十八条第一項第二号に掲げるものについては、第三十六条の二から第四十一条まで、第四十七条、第三章第五節(第七十条を除く。)

1 陶管、コンクリート管その他これらに類する管で造られた煙突は、管と管とをセメントモルタルで接合し、かつ、煙突を支えることができる支柱又は支柱と支線を設けて、これに緊結すること。ただし、高さが十メートルを超えるものにあつては、その支柱を鋼製とし、支線を要しない構造とすること。

1 組積造又は無筋コンクリート造の煙突は、崩落を防ぐことができる鋼材の支柱を設けること。

3 鉄筋コンクリート造の煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを五センチメートル以上とすること。

4 高さが十六メートルを超える煙突は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鋼造とし、支線を要しない構造とすること。

2 煙突の支線の端部は、鉄筋コンクリート造のくいその他腐るおそれのない建築物若しくは工作物又は防腐の措置を講じた木ぐいに緊結しなければならない。

(鉄筋コンクリート造の柱等)

第四百十条 第三百三十八条第一項第二号に掲げるものについては、第三十六条から第四十一条まで、第四十七条、第三章第五節(第七十条を除く。)、第

第六節（第七十六条から第七十八条の二までを除く。）及び第六節の二（第七十九条の四の規定中第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分を除く。）、第八十条の二、第五章の四第三節、第七章の八並びに第百三十九条第三項の規定を準用する。

（広告塔又は高架水槽等）

第四百四十一条 第三百三十八条第一項第三号又は第四号に掲げるものについては、その主要な部分を組積造及び無筋コンクリート造以外の構造としなければならない。ただし、建設大臣が定める構造方法により、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げるものについては、第三十六条の二から第四十二条まで、第四十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第三章第五節、第六節並びに第六節の二、第八十条の二、第五章の四第三節、第七章の八並びに第百三十九条第三項の規定を準用する。

（擁壁）

第四百四十二条 第三百三十八条第一項第五号に掲げる擁壁については、第三十六条の二から第三十九条まで、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第三章第七節（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二、第七章の八（第百三十六条の六を除く。）及び第百三十九条第三項の規定を準用するほか、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

六節（第七十六条から第七十八条の二までを除く。）及び第六節の二（第七十九条の四の規定中第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分を除く。）、第五章の四第三節並びに第七章の七の規定を準用する。

（広告塔又は高架水槽等）

第四百四十一条 第三百三十八条第一項第三号又は第四号に掲げるものについては、その主要な部分を組積造及び無筋コンクリート造以外の構造としなければならない。

2 前項に掲げるものについては、第三十六条から第四十二条まで、第四十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第三章第五節、第六節並びに第六節の二、第五章の四第三節並びに第七章の七の規定を準用する。この場合において、第四十六条第二項第一号中「イからホまで」とあるのは、「イからニまで」と読み替えるものとする。

（擁壁）

第四百四十二条 第三百三十八条第一項第五号に掲げる擁壁については、第三十六条の二から第三十九条まで、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第三章第七節（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）及び第七章の七（第百三十六条の六を除く。）の規定を準用するほか、その構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 その構造が、次に定めるところによること。
 - イ 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない材料を用いた構造とすること。
 - ロ 石造の擁壁は、裏込めにコンクリートを用い、石と石とを十分に結合すること。
 - ハ 擁壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等を詰めること。
 - 二 擁壁の構造が、その破壊及び転倒を防止することができるものとして建設大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- (乗用エレベーター又はエスカレーター)

第百四十三条 第百三十八条第二項第一号に掲げるものについては、第三十六条の二から第三十九条まで、第三章第五節、第六節及び第六節の二、第八十条の二、第百二十九条の三から第百二十九条の十まで、第百二十九条の十二、第七章の八並びに第百三十九条第三項の規定を準用する。

(型式適合認定の対象とする工作物の部分及び一連の規定)

第百四十四条の二 法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める工作物の部分は、次の表の工作物の部分の欄の各項に掲げる工作物の部分とし、法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める一連の規定は、同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定(これらの規定中工作物の部分の構造に係る部分に限る。)とする。

工作物の部分	一連の規定
--------	-------

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない材料を用いた構造とすること。
 - 二 石造の擁壁は、裏込めにコンクリートを用い、石と石とを十分に結合すること。
 - 三 擁壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等を詰めること。
- (乗用エレベーター又はエスカレーター)

第百四十三条 第百三十八条第二項第一号に掲げるものについては、第三十六条の二から第三十九条まで、第三章第五節、第六節及び第六節の二、第百二十九条の四から第百二十九条の九まで、第百二十九条の十第三項、第百二十九条の十一、第百二十九条の十三並びに第七章の七の規定を準用する。

<p>ロ</p>	<p>ウォーターシヨート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーランド、ウインド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、がし、車</p>	<p>ロ</p>	<p>エスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、トラス又ははりを支える部分以外のもの</p>	<p>イ 法第八十八条第一項において準用する法第三十七条の規定 ロ 第四百四十三条（第七章の八の規定の準用に関する部分を除き、同条第一号イ及び第七号にあつては建設大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定</p>
<p>ハ</p>	<p>乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、昇降路及び機械室以外のもの</p>			<p>イ 法第八十八条第一項において準用する法第三十七条の規定 ロ 第四百四十三条（第二百二十九条の三、第二百二十九条の四（第三項第五号を除く。）、第二百二十九条の五、第二百二十九条の六、第二百二十九条の八及び第二百二十九条の十の規定の準用に関する部分に限る。）の規定</p>

画その他人を兼ねる部
分及びこれを支え、又
はつる構造上主要な部
分並びに非常止め装置
の部分

(製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等)

第四百四十四条の二の二 略

2 略

(仮設建築物等に対する制限の緩和)

第四百四十七条 法第八十五条第二項又は第四項に規定する仮設建築物については、第二十二條、第二十八條から第三十條まで、第三十七條、第四十六條、第四十九條、第六十七條、第七十條、第三章第八節、第一百十二條、第一百四條、第五章の二、第二百二十九條の二の四(屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。)、第二百二十九條の十三の二及び第二百二十九條の十三の三の規定は適用せず、法第八十五条第二項に規定する仮設建築物については、第四十一條から第四十三條まで、第四十八條及び第五章の規定は適用しない。

2 第二百三十八條第一項第一号に掲げる工作物でその存続期間が二年以内のものについては、第二百三十九條第一項(第三十七條、第三十八條第六項及び第六十七條の規定の準用に關する部分に限る。)及び第二百三十九條第三項の規定は、適用しない。

3 第二百三十八條第一項第二号から第四号までに掲げる工作物でその存続期間

(製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等)

第四百四十四条の二 略

2 略

(仮設建築物等に対する制限の緩和)

第四百四十七条 法第八十五条第二項又は第四項に規定する仮設建築物については、第二十二條、第二十八條から第三十條まで、第三十七條、第三十九條の二、第四十六條、第四十九條、第六十七條、第七十條、第三章第八節、第一百十二條、第一百四條、第五章の二、第二百二十九條の十三の二及び第二百二十九條の十三の三の規定は適用せず、法第八十五条第二項に規定する仮設建築物については、第四十一條から第四十三條まで、第四十八條及び第五章の規定は適用しない。

2 第二百三十八條第一項第一号から第四号までに掲げる工作物でその存続期間が二年以内のものについては、第二百三十九條から第二百四十一條までの規定中第三十七條、第三十八條第五項、第三十九條の二、第六十七條及び第七十條の規定の準用に關する部分は、適用しない。

が二年以内のものについては、第五十四条及び第五十五条第二項（これは
の規定は第三十七条、第三十八条第二項、第六十七條、第七十條及び第三
十九條第二項の規定の適用に關する部分に限る。）は、適用しない。